

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	企画管理部 広報課
指 摘	ア 休憩時間を誤って記載したことにより、超過勤務手当が過大支給となっているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	ア 過大支給のあった超過勤務については、職員課給与係に報告の上、令和5年2月支給分の給与で調整した。 今後、超過勤務の支給について、富山市職員の給与に関する条例及び富山市職員の給与に関する規則に基づき適正な手続きを行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	企画管理部 情報システム課
指 摘	市有不動産貸付料に係る納入期限において、納入通知書を交付する日から20日以内に指定されていないものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の市有不動産貸付料に係る納入期限については、令和4年5月から、富山市会計規則に基づき、納入通知書の交付日から20日以内において納入期限を指定している。 今後とも適正な事務執行を徹底してまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	企画管理部 富山ガラス造形研究所
指 摘	ア 領収した原材料使用料について、領収書に誤った日付の領収日を記載し、領収印を押印していたものが複数見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	ア 誤った日付の領収書については、正しい日付の領収書を作成し、令和5年1月に差し替えを行った。 今後は、富山市会計規則に基づき、適正な手続きを行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	企画管理部 富山ガラス造形研究所
指 摘	イ 第1号会計年度任用職員が週休日に行った勤務について、週38時間45分を超える勤務時間の割振り変更を行い、また、正規の勤務時間を超えて勤務した時間に対する超過勤務手当相当額の報酬が支払われていなかったもので、改善を図られたい。
措 置 状 況	イ 週休日に行った勤務について、勤務時間の割振り変更を取消し、超過勤務手当相当額の報酬として令和5年2月に支給した。また、新たに週休日とした日については、年次有給休暇として処理を行った。 今後は、「富山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」、「富山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」及び同施行規則に基づき、適正な手続きを行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	環境部 環境保全課
指 摘	ア 実査の結果、パソコン・ワープロの実際の数量が備品台帳及び物品現在高調書と異なっていたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	パソコン・ワープロの実際の数量が備品台帳及び物品現在高調書と異なっていたことについては、現物の数量を確認し、現物と備品台帳及び物品現在高調書の数量が一致するよう修正を行った。今後、富山市物品管理規則に基づき、適正に処理して参りたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	環境部 環境保全課
指 摘	イ 同一週を超えた週休日の振替を行った結果、週の正規の勤務時間が38時間45分を超えて勤務した時間に対し支給される超過勤務手当25/100が支給されておらず、超過勤務手当が過小支給となっているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	過小支給となっていた超過勤務手当については、令和5年3月に職員課へ修正の申告を行い、令和5年4月分給与にて差額分を支給した。今後は、適正な超過勤務手当の支給を徹底して参りたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	活力都市創造部 交通政策課
指 摘	行政財産使用料等に係る納入期限において、納入通知書を交付する日から20日以内に指定されていないものが複数見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の行政財産使用料等に係る納入期限については、今後同様の誤りが生じないように、課内に周知を図るとともに、富山市会計規則に基づき適切な処理を行う。また、職場研修を通して、職場内での報告・連絡・相談の体制を改めて確認することで、適切な業務遂行の強化を図った。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
活力都市創造部 交通政策課
指 摘
普通財産の貸付けに係る財産使用料について、歳入科目を財産貸付収入とすべきところ雑入としていたので、改善を図られたい。
措 置 状 況
ご指摘の普通財産の貸付けに係る財産使用料の歳入科目については、令和5年度より適切な科目に改めた。今後同様の誤りが生じないように、課内に周知を図るとともに、地方自治法施行規則に基づき適切な処理を行う。また、職場研修を通して、職場内での報告・連絡・相談の体制を改めて確認することで、適切な業務遂行の強化を図った。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	活力都市創造部 交通政策課
指 摘	<p>令和3年度富山市公共交通運行維持協力支援事業費補助金（第三次）等の補助金は、富山市補助金等交付規則第19条の規定による併合や省略ができない補助金であるが、同規則第5条の交付決定及び同規則第13条の額の確定を併合して行い、また同規則第12条の実績報告を省略していたので、改善を図られたい。</p>
措 置 状 況	<p>ご指摘の令和3年度富山市公共交通運行維持協力支援事業費補助金（第三次）等については、今後交付する予定はないが、今後同様の補助金等交付事務が発生した場合は、指摘事項を踏まえ、富山市補助金等交付規則第5条の交付決定及び同規則第13条の額の確定をそれぞれ行うこととした。また、同規則第12条の実績報告を怠ることのないよう課内で周知徹底し、再発防止に努めたい。</p>

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	活力都市創造部 交通政策課
指 摘	令和3年度地域自主運行バス事業補助金は、当初の交付決定から補助対象経費が増となるなど変更があったもので、富山市補助金等交付規則第19条の規定による併合ができない補助金であるが、同規則第11条の変更交付決定及び同規則第13条の額の確定を併合して行っていたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の令和3年度地域自主運行バス事業補助金については、富山市地域自主運行バス事業補助金交付要綱の見直しを行い、富山市補助金等交付規則第11条の変更交付決定と同規則第13条の額の確定をそれぞれ行うものに令和5年2月8日付けで条文及び様式を変更した。今後、富山市補助金等交付規則に基づき、適切な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	活力都市創造部 交通政策課
指 摘	概算払いの旅費の精算について、帰着後5日以内に処理されていないものが複数見受けられたので、改善を図りたい。
措 置 状 況	ご指摘の概算払いの旅費の精算については、今後同様の誤りが生じないように、課内に周知を図るとともに、富山市会計規則に基づき適切な処理を行う。また、職場研修を通して、職場内での報告・連絡・相談の体制を改めて確認することで、適切な業務遂行の強化を図った。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	活力都市創造部 交通政策課
指 摘	富山港線蓮町駅パークアンドライド駐車場敷地の行政財産使用許可について、富山市公有財産管理規則に定める使用許可の手続が行われていなかったため、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の富山港線蓮町駅パークアンドライド駐車場敷地の行政財産使用許可については、今後同様の誤りが生じないように、課内に周知を図った。今後、富山市公有財産管理規則に基づき適切な事務を行ってまいりたい。また、職場研修を通して、職場内での報告・連絡・相談の体制を改めて確認することで、適切な業務遂行の強化を図った。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	活力都市創造部 交通政策課
指 摘	笹津コミュニティ施設の行政財産使用許可において、光熱水費の実費相当額を徴収していなかったため、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の笹津コミュニティ施設の光熱水費の実費相当額負担については、令和3年8月に管財課から同内容の指摘を受け、令和3年12月まで管財課やJR西日本との協議を行い、令和4年度以降の光熱水費については実費相当額をJR西日本が負担することで合意しており、現在は改善されている。引き続き、富山市行政財産使用料条例に基づき、適切な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	活力都市創造部 交通政策課
指 摘	職員用椅子について、物品管理換書及び管理換物品送付書を作成せずに管理換えを行っていたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の職員用椅子の管理換えについては、監査終了後速やかに管理換えの手続きを行った。今後、富山市物品管理規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	活力都市創造部 交通政策課
指 摘	備品台帳において受払の記録がされておらず、備品台帳と物品現在高調書の数量が不一致となっているものが複数見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の備品台帳と物品現在高調書の数量の不一致については、監査終了後速やかに備品台帳と物品現在高調書の修正を行った。今後、富山市物品管理規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	活力都市創造部 交通政策課
指 摘	超過勤務命令簿において、支給区分割合を誤って記載したことにより、超過勤務手当が過大支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の超過勤務手当の過大支給については、監査終了後速やかに職員課へ報告し、令和5年4月支払いの給与にて、正規の支給額となるよう処理した。今後、富山市職員の給与に関する条例に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	活力都市創造部 交通政策課
指 摘	<p>週休日等に勤務を命じる場合、週休日の勤務に係る振替等は1日又は4時間単位で、代休日の指定は1日単位で行うことができる。このとき、4時間又は7時間45分を超える勤務を行い、週休日の振替等又は代休日の指定の対象としなかった時間がある場合は、その時間に対し、125/100の超過勤務手当を支給する。また週休日の振替等の結果、週の正規の勤務時間が38時間45分を超える場合は、その超える時間に対して、25/100の超過勤務手当を支給する。これらに関して、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。</p> <p>(ア) 週休日に行った9時間45分の勤務について、4時間15分と3時間30分をそれぞれ別の日の勤務時間に割振り変更を行い、残りの2時間に超過勤務手当135/100を支給しているものがあつた。</p> <p>(イ) 週休日に行った4時間45分の勤務について、4時間45分の割振り変更をしているものがあつた。</p> <p>(ウ) 休日に行った7時間45分の勤務について、4時間45分の代休日の指定を行い、残りの3時間に対し休日給を支給しているものがあつた。</p>
措 置 状 況	<p>ご指摘の週休日の勤務に係る振替の取得方法等の誤りについては、監査終了後速やかに職員課へ報告し、有給休暇への変更や、超過勤務手当の支給により処理した。今後、富山市職員の給与に関する条例に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。</p>

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	活力都市創造部 交通政策課
指 摘	特殊自動車等勤務手当は、交通政策課の職員については、路線バスの運転に従事したときに支給されるものであるが、路線バスの運行以外の目的でバスを運転したときに支給しているものが見受けられたので、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の特殊自動車等勤務手当の支給誤りについては、監査終了後速やかに職員課へ報告し、令和5年4月支払いの給与にて、正規の支給額になるよう処理した。今後、富山市技能職員等の給与に関する規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	活力都市創造部 富山駅周辺地区整備課
指 摘	<p>第1号会計年度任用職員に支給する報酬について、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。</p> <p>(ア) 第1号会計年度任用職員が週休日に行った勤務について、週38時間45分を超える勤務時間の割振り変更を行い、また、正規の勤務時間を超えて勤務した時間に対する超過勤務手当相当額の報酬が支払われていなかった。</p> <p>(イ) 第1号会計年度任用職員が超過勤務をした場合、超過勤務を含めた実勤務時間が1日7時間45分に達するまでは支給率100/100とし、それを超える時間に対しては支給率125/100とすべきところ、1日7時間30分を超えた時間に対して支給率125/100としたことにより、超過勤務手当相当額の報酬が過大支給となっているものが見受けられた。</p>
措 置 状 況	<p>過小支給分及び過大支給分の超過勤務手当については、職員課と協議の上、令和5年3月給与支払い時に修正を行うこととし、同月15日に差額調整の措置をとった。</p> <p>今後、富山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び富山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則、富山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき、適正な事務処理を行ってまいりたい。</p>

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	活力都市創造部 富山駅周辺地区整備課
指 摘	各所属で保有する備品については、富山市物品管理規則に基づき、年度内に備品台帳等の記載内容と現物について、棚卸し作業により確認すべきところ、翌年度4月にその作業を行い、その際に判明した払出事由不明の備品について物品棄焼却処分伺が作成されていなかったもので、改善を図られたい。
措 置 状 況	保有している備品について、現物と備品台帳を突合し、払出事由不明の備品については、令和4年4月1日付けで物品棄焼却処分伺を作成し、管財課に同日通知するとともに、備品台帳の修正を行った。 今後、富山市物品管理規則等諸規程に基づき、適正な事務処理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	活力都市創造部 富山駅周辺地区整備課
指 摘	<p>超過勤務手当の支給について、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。</p> <p>(ア) 正規の勤務時間が割り振られた日における午後10時から翌日の午前5時までの超過勤務について、その支給割合は25/100を加算し150/100とすべきところ、誤って超過勤務命令簿に135/100又は160/100と記載したことにより、過小支給又は過大支給となっていた。</p> <p>(イ) 休日に行った勤務について、正規の勤務時間中に勤務した時間については休日給欄、それ以外の勤務した時間については超過勤務手当135/100欄へ記載すべきところ、勤務した全時間について休日給欄に記載したことにより、端数処理の結果、過小支給となっていた。</p> <p>(ウ) 超過勤務時間の合計に1時間未満の端数が生じた場合の端数処理を誤ったことにより、過大支給となっていた。</p>
措 置 状 況	<p>過小支給分及び過大支給分の超過勤務手当については、職員課と協議の上、令和5年3月給与支払い時に修正を行うこととし、同月15日に差額調整の措置をとった。</p> <p>今後、富山市職員の給与に関する条例及び富山市職員の給与に関する規則に基づき、適正な事務処理を行ってまいりたい。</p>

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	活力都市創造部 富山駅周辺地区整備課
指 摘	<p>超過勤務における休憩時間の取得について、使用者は労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中で与えなければならないとされているところ、6時間を超える勤務について、45分の休憩時間を与えていないものが複数見受けられたので、改善を図られたい。</p>
措 置 状 況	<p>超過勤務における休憩時間の取得については、労働基準法第34条の規定に基づくものであることを厚生労働省ホームページで確認を行い、課員への周知徹底を図った。</p> <p>今後、富山市職員の勤務時間、休憩等に関する条例及び条例施行規則に基づき、職員の健康に影響を及ぼさないよう、休憩時間を確実に確保するよう努めてまいりたい。</p>